

# 豊橋市未来応援奨学金募集要項

本市では、経済的な理由で修学が困難な大学生等に対して、奨学金を支給します。  
令和6年度進学予定者に対する奨学生の募集内容、申請手続等は、以下のとおりです。

**※最新の情報は、市ホームページでご確認ください。なお、締め切りは各学校で異なります。**

## 1 募集人数

12名（市内高等学校、家政高等専修学校から各1名）

※各校が申請者のうち1名を選考し、市へ推薦、審査会を経て決定となります。

ただし、欠員が出た場合は、追加募集（各校1名以内）を行い、欠員分を審査会で選考し、合計12名となるよう奨学生を決定します。

## 2 応募資格

次の項目の全てに該当すること

- (1) 経済的理由により修学困難な者 （4ページを参照してください。）
- (2) 生計維持者（保護者等）が、申請時点で本市に1年以上居住している者もしくはこれに準ずる者  
（豊橋市内の児童養護施設退所者及び後見人に養護されている者など）
- (3) 令和5年度に豊橋市内の高等学校又は家政高等専修学校（以下、「高校等」という。）を卒業予定であり、大学、短期大学、専修学校専門課程（専門学校）（以下、「大学等」という。）に進学予定の者
- (4) 学習意欲があり、学力・芸術等に優れている者 （4ページを参照してください。）

※日本学生支援機構の給付型奨学金との併用受給が可能です。

## 3 支給額

1名あたり月額25,000円 （学費条件を満たす者は年額10万円増額）  
（4ページを参照してください。）

## 4 支給期間

奨学生に認定されてから、奨学生が進学する大学等の正規の修学期間を終了するまで

※1年ごとに継続申請が必要です。

## 5 申請手続

最初に、次の（1）、（2）の書類を在籍する高校等へ提出してください。提出後、高校等で選考を行います。推薦の決定がありましたら、（3）、（4）の書類を高校等へ提出してください。

- (1) 奨学金支給申請書（様式第1）
- (2) 生計維持者（父母、同一生計の祖父母等）の収入に関する証明書
- (3) 家庭状況調書（様式第3）
- (4) 世帯全員の住民票の写し

## 6 提出期限

- ・【学校選考時】 5. 提出書類（1）（2）・・・各学校の指定する日まで（目安：6月中）
- ・【推薦決定後】 5. 提出書類（3）（4）・・・各学校の指定する日まで（目安：7月中）

## 7 提出書類についての注意事項

- ・黒色のボールペンで記入してください。  
※鉛筆や消せるボールペンで記入した書類は受付できません。
- ・字句の修正をする場合は、黒色又は赤色の二重線で修正してください。  
※修正液などによる修正箇所がある書類は受付できません。

|              | チェック欄                      | 書類名   |
|--------------|----------------------------|---|
| 最初に在籍校へ提出    | <input type="checkbox"/> 1 | <b>① 奨学金支給申請書（様式第1）</b><br>・記入例にならって記入してください。   |
|              | <input type="checkbox"/> 2 | <b>② 生計維持者の収入に関する証明書（下記のいずれか1点を提出）</b><br>・令和5年度（令和4年中所得）課税（非課税）証明書<br>・生活保護決定通知書（生活保護世帯のみ・直近3カ月以内のもの）<br>※令和5年度（令和4年中所得）課税（非課税）証明書は、令和5年6月1日以降に市役所資産税課（市役所東館2階）または各窓口センターにて取得可能です。<br>※令和5年度中に、高校生奨学金付金受給のために学校へ提出されている場合は、高校等保管の写しでも可です。ただし、税額の記載がない所得証明書、源泉徴収票は不可とします。 |
| 推薦決定後、高校等へ提出 | <input type="checkbox"/> 3 | <b>③ 家庭状況調書（様式第3号）</b><br>・記入例にならって記入してください。<br>・「生計を一にする者」について<br>※次の場合は、同一の住居に居住していなくても生計を一にする者とします。<br>ア 主に家計を支える者が、勤務の関係で別居しているとき<br>例：父が単身赴任・海外勤務をしている<br>イ 主に家計を支える者の被扶養者<br>例1：別居の祖父母を扶養している<br>例2：修学等により別居している兄弟姉妹  |
|              | <input type="checkbox"/> 4 | <b>④ 世帯全員の住民票の写し（続柄の記載があるもの）</b><br>・市民課（市役所西館1階）または各窓口センターで取得してください。   |

|                     |                            |   |
|---------------------|----------------------------|---|
| 頼<br>推薦決定後、高校等に作成を依 | <input type="checkbox"/> 5 | ⑤ 推薦書（様式第2）<br>・市への推薦が決まったら速やかに高校等へ作成を依頼してください。   |
|                     | <input type="checkbox"/> 6 | ⑥ 成績証明書（高校等の所定様式）<br>・市への推薦が決まったら速やかに高校等へ作成を依頼してください。<br>・高校2年生の3学期までの各教科の評定が記載された成績証明書の発行を依頼してください。        |
| た<br>期日までに市へ提出      | <input type="checkbox"/> 7 | ⑦ 高校等の卒業証明書<br>・在籍する高校等に依頼してください。   |
|                     | <input type="checkbox"/> 8 | ⑧ 進学した大学等の在籍証明書<br>・大学等への進学が確認されない場合、奨学金は給付しません。在学中に高校等の推薦を得ている学生は、卒業後2年以内に大学等に進学し、応募資格を満たす場合は、奨学金の申請ができます。 |

## 8 奨学生の決定

- ・提出書類に基づき、豊橋市奨学金審査会で審査し、豊橋市が決定します。10月頃に本人及び高校等に内定通知をします。
- ・奨学生に内定した方は、高校等の卒業証明書と大学等の在籍証明書の写しを、別途通知する期日までに提出してもらいます。
- ・奨学金支給の決定がされた場合はすみやかに誓約書（様式第5）を提出してもらいます（別途通知）。
- ・奨学金については、大学等進学後、5月末から6月末を目途に初回分を本人の口座に振り込みます。以降は、毎月末を目途に支給します。
- ・奨学生には、毎年継続希望を確認します。継続希望の場合は必要書類を提出していただき、支給継続の可否について再度審査を行います。書類の提出が無い場合は、支給を廃止します。
- ・支給の継続には成績等の要件があります。大学等の成績、単位取得状況等が著しく不振な場合は支給を廃止する場合があります。

## 9 その他

- ・提出期限までに提出されない場合は受付できません。また、提出書類については、一切返却しません。
- ・提出書類に不備があった場合は受付できないことがありますので、注意事項や記入例等を確認し、提出してください。
- ・生計維持者が豊橋市に居住しなくなった場合は支給を廃止します（単身赴任、病気療養、死亡を除く）。
- ・虚偽の申請等、不正な手段で奨学金を得ようとした場合は支給を受けることができません。また、支給後に不正が判明した場合は、支給を廃止するとともに、既に支給を受けた奨学金を全額返還していただきます。

## 応募資格の詳細について

1 ページの「**2 応募資格**」についての詳細になります。よく読んで、応募資格に該当することを確認してから書類を提出するようにしてください。

### 1 収入基準について

生計維持者（父母、同一生計の祖父母）の支給額算定基準額の合算が 105,300 円未満であることが応募の条件となります。

※生計維持者（父母、同一生計の祖父母）がない場合は代わって家計を支えている人（本人を除く）の課税状況で判断します。

※支給額算定基準額＝市民税所得割の課税標準額×6%－（市民税調整控除額＋市民税調整額）  
（100円未満切り捨て）

※生計維持者が海外勤務のため、本来であれば課税される収入がありながら、日本で課税されていないことにより非課税となっている場合は、非課税とはみなしません。

### 2 学業成績等の基準について

次のいずれかに該当することが応募の条件となります。

- ① 全教科のうち1科目以上における、入学から申請時の前学期（高校2年生の3学期）までの平均評定が、5段階評価で4.3以上であること
- ② 教科以外の学校活動で大変優れた成績を修めた者  
例：部活動、生徒会活動、ボランティア活動など
- ③ 上記以外でも特に認める者（学校活動以外の場などにおいて、顕著な活躍が認められる場合）  
例：クラブ活動で優秀な成績を修めた、絵画コンクールなどで優秀な成績を修めた、通常では取得困難な資格を取得した、など

### 3 学費条件について

大学等に振り込む学費<sup>\*</sup>で支給額を変更します。

※学費とは、授業料、教育充実費、施設設備費の合計です。

- ①学費が130万円未満の場合

月額25,000円（年額30万円）支給します。

- ②学費が130万円以上の場合

月額25,000円支給し、追加で100,000円支給する予定です（年額40万円）。

お問い合わせ

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

豊橋市教育委員会 教育政策課（豊橋市役所東館11階）

電話 0532-51-2857

メール kyoikuseisaku@city.toyohashi.lg.jp